

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する実施方針に対する意見への回答

No	資料名	ページ	行	項目名	意見	回答
1	0_実施方針	3	8	第1-1-(5)-エ-ウ	「平時の訓練における防衛省への裸備船」については、もし防衛出動等における裸備船と同様の手続きで実際に裸備船し、自衛艦化する訓練を行うということであれば、事前に、防衛省におかれましては手続きや検査の簡略化を国交省と調整するとともに、船舶の定期検査時期に合わせて実施することをお勧めします。現段階で、裸備船の場合の責任所在の問題もあるので保険会社や弁護士への相談も必要と思慮しており、今後防衛省のお考えを伺ったり、調整が必要であると認識しています。	「平時の訓練における防衛省への裸備船」については、現行のPF1船舶事業にはない運用であるため、ご指摘のとおり様々な課題があるものと認識しています。従って、実施に当たっては、関係省庁・事業者及び防衛省が綿密に調整することが必要であると考えています。
2	0_実施方針	3	9	第1-1-(5)-エ-エ	「被災者支援に必要な一切の業務」とありますが、「被災者支援の際の船舶の運行及び船舶の管理に必要な業務」としていただきたい。	記載内容を変更する予定はございません。被災者支援に必要な一切の業務とは、業務要求水準書(案)第2-4.(3)エの内容を想定しています。
3	1_業務要求水準書(案)	1	35	第1-3	「事業者は旅客船2隻を調達し、・・・」とありますが、1事業者(SPC)が1隻での入札提案も認めていただきたい。	業務要求水準書(案)第1-3.にあるとおり、「事業者は、旅客船2隻を調達」することとしており、それ以外の提案は認められません。
4	1_業務要求水準書(案)	4	1	第1-4-(4)-エ	「被災者支援に必要な一切の業務」とありますが、「被災者支援の際の船舶の運行及び船舶の管理に必要な業務」としていただきたい。	No.2の回答を御参照下さい。
5	1_業務要求水準書(案)	4	28	第1-5-(1)	「別途船舶安全法第5条第1項第3号に基づく臨時検査による臨時変更など」とありますが、「別途危規則第390条の2による特別措置など」に修正された方が良いと考えます。	ご指摘の部分は業務要求水準書(案)第2-1-(2)-イ-イにあるとおり、「別途臨時検査に基づく変更など」で読み取れるため、現状のままの記載とさせていただきます。
6	1_業務要求水準書(案)	7	9	第2-1-(2)-ア-ア	「本事業船舶の調達隻数は2隻とし、・・・」とありますが、1事業者(SPC)が1隻での入札提案も認めていただきたい。	No.3の回答を御参照下さい。
7	1_業務要求水準書(案)	7	41	第2-1-(2)-イ-イ	「別途船舶安全法第5条第1項第3号に基づく臨時検査による臨時変更など」とありますが、「別途危規則第390条の2による特別措置など」に修正された方が良いと考えます。	No.5の回答を御参照下さい。

8	1_業務要求水準書 (案)	12	14	第2-2-(2)-イ	本事業船舶の効率的な維持整備を実施するための予防整備や民間収益事業催行の観点において、一定期間係留施設を離れることが有効となる場合が考えられます。実施方針において、係留施設とは本事業船舶の母港を指すと理解しておりますので、係留施設の変更となると容易に実施できないのではないかと考えられます。つきまして、予防整備や民間収益事業再考のために一定期間使用する係留施設を係留地として定義頂きたい。	本事業船舶の効率的な維持整備を実施するための予防整備の観点から、一時的な係留地変更が有効であると判断される場合は「やむを得ない事情」として協議の対象となり得ると理解していますが、単に民間収益事業催行の観点から係留地を変更するなどの「業務プロセスの最適化やサービスの質の向上に資する提案」については協議の対象とはなりません。
9	1_業務要求水準書 (案)	14	19	第2-3-(2)-ウ	「予備自衛官又はその希望者であることを確認して雇用するものとする。」とありますが、少なくとも現役自衛官である退職予定者の募集説明においては、予備自衛官に登録する方を求めていることを説明できるようにしていただきたい。	新規に船員を採用するに当たっては、PFI船舶が有事等に際しては防衛省自衛隊自らが運航するとしており、民間船員は下船し、代わって自衛官が船舶を操船する運用を前提としていること、そのため、予備自衛官の資格を有する船員と有しない船員とは異なる点があることを、採用希望者に十分に説明し、よく理解して頂くことは必要です。 他方、自衛隊退職者であっても、予備自衛官は本人の志願に基づき採用されるものであるため、予備自衛官へ志願することを採用の条件とすることや、採用後に予備自衛官への志願を強いることは、厳に慎む必要があることに留意して、採用活動に当たって頂くようお願い致します。
10	1_業務要求水準書 (案)	14		第2-3 (記載なし)	すでにPFI船の船員として雇用した予備自衛官船員を、事業期間をまたがり事業者が変わっても有効に活用するため、また、事業期間途中での自衛隊退職者の雇用も容易にするため、現事業から次期事業へ予備自衛官船員を継承できる方策が必要と考えます。例えば、「次期PFI船事業に従事を希望する予備自衛官船員については、前事業者と次期事業者の間で移籍について便宜を図ること。」を、入札する応募者の条件とすることはできませんでしょうか。	予備自衛官の船員の雇用に関しては、民間企業の範囲内の業務と認識しております。
11	1_業務要求水準書 (案)	16	16	第2-4-(2)-ウ-イ	「別途臨時検査に基づく変更など」とありますが、「別途危規則第390条の2による特別措置など」に修正された方が良いと考えます。	No.5の回答を御参照下さい。
12	1_業務要求水準書 (案)	17	23	第2-4-(3)-ア-ウ-a-e	「出発港については乗船開始の4時間前(戦車及び戦車回収車の場合は3日前)から船舶出港までの時間」とありますが、「出発港については、部隊との調整により、部隊の集結等に必要な時間・期間」と記載されてはいかがでしょうか。	防衛省としては、「なお、車両制限令等により公道の通行時間が制限される車両が含まれる場合は、確保時間等に関して防衛省と別途調整するものとする。」の対象に含まれるという認識で問題ないと考えております。
13	1_業務要求水準書 (案)	17	35	第2-4-(3)-ア-ウ-b及びc	「防衛省は、運航開始10日前を基準に、事業者に対して輸送物の内訳、車種及び諸元の通知を行う。」とありますが、b項及びc項をまとめて「防衛省と事業者は、運航開始10日前を基準に輸送物の最終確認を行う。」と修正されてはいかがでしょうか。	「運航開始10日前を基準」であるため、可能な限り早期に通知できるよう関係部署と調整を進めることを想定しております。

14	1_業務要求水準書 (案)	17	35	第2 4. (3) ア(ウ)b	輸送内容次第で、補油量調整やリネン手配等が間に合わない恐れがあるため「運航開始10日前を基準」を「運航開始前30日前」を基準に変更して頂きたい。	「運航開始10日前を基準」であるため、可能な限り早期に通知できるよう事業者と調整を進めることを想定しております。
15	2_民間収益事業の条件 (案)	2	5	3-(4)	「防衛省と協議・調整し、運航の10日前までを基準に国の承諾を得る。」とありますが、10日前までに関わらず、随時可能とするなど、柔軟に協議・調整できるようにしていただきたい。また、民間収益事業として入札参加の可否の判断が早期にできるような手続きにしていきたい。	「運航の10日前までを基準」としており、防衛省としても柔軟に協議・調整できる体制を整えることを想定しております。
16	2_民間収益事業の条件 (案)	2	18	3-(5)	民間収益事業実施の際、72時間以内に出航する条件の緩和要請について「最大限、当該要請を考慮する。」とありますが、基本的に2隻のうち1隻は条件を緩和する、ということに出来ませんか。	基本的に条件を緩和することは想定しておりません。民間収益事業の実施要領(案)3(5)の記載のとおりと考えております。
17	3_サービス対価の算定及び支払方法 (案)	12	30	第2-3-(3)-イ	予備自衛官である船員数の割合に応じた返納金額の算定については、「事業年度ごとの船員費×10%×(1-事業年度ごとの予備自衛官である船員数の割合)」とあり、本事業船員の全員が予備自衛官であることを前提とした算定となっておりますが、船員全員を予備自衛官とすることは難しいため、例えば船員数の80%以上を予備自衛官とすることを目標基準として返納額を算定することに修正できませんでしょうか。 例えば、「事業年度ごとの船員費×10%×(0.8-事業年度ごとの予備自衛官である船員数の割合)」が妥当ではないかと考えます。	防衛省は「船員の100%が予備自衛官であること」が望ましい状況であると考え、これを基準としております。 なお、ご質問において例示頂いたように、予備自衛官船員の割合の基準値を「80%等の一定割合又は事業者の提案による割合」とした場合、実績割合が基準値を上回ったときは、発注者から事業者へ追加的な支払いが生じます。国の予算制度上、そのような追加的支払いに対応することが困難です。防衛省としては「船員の100%が予備自衛官船員になることを基準とし、事業者に支払い、じ後、実績割合に応じてサービス対価を精算(国に返納)する」方法を採用しております。